

財務諸表に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人 徳昌会

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。ただし重要なものはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、中小企業退職金共済事業制度によっております。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

資金収支内訳表、事業活動内訳表、貸借対照表内訳表

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

資金収支内訳表、事業活動内訳表、貸借対照表内訳表

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

資金収支内訳表、事業活動内訳表、貸借対照表内訳表

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表

4. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	105,379,515 円
土地	6,618,000 円
建物	599,853,941 円
計	711,851,456 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金	551,304,000 円
計	551,304,000 円